

徳島税務署からのお知らせ

詳しくは、徳島税務署(☎088・622・4131)までお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

申告と納税はお早めに！

税目	申告・納付期限	振替納税の方の口座振替日
所得税 および復興特別所得税	3月16日(月)	4月20日(月)
個人事業者の消費税 および地方消費税	3月31日(火)	4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	口座振替は利用できません

※申告書はご自分で書いて、できるだけ郵送などで提出してください。
※納期限内に最寄りの金融機関で納付を済ませてください。
※振替納税をご利用している方は、確実に残高の確認をしてください。

確定申告会場は「アスティとくしま」徳島市山城町東浜傍示1

期間	受付時間
2月2日(月)～3月16日(月) アスティとくしま3階第2特別会議室 (土・日・祝日を除く。ただし、2月22日(日)および3月1日(日)は確定申告の相談・申告書の受付を行います。)	午前9時～午後4時 ※午後4時以降は受付できません。

※上記期間、徳島税務署庁舎内には、確定申告会場を設けておりません。

※アスティとくしまの駐車場については、有料(1日200円)となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

確定申告は便利なe-Taxで！

1 自宅からネットで申告

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。

2 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。

※自宅などからe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。

3 添付書類の提出を省略

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書などは、その記載内容を入力して送信することにより、書類の提出または提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から提出または提示を求められることがあります。)

4 24時間いつでも利用可能

所得税および復興特別所得税の申告期間中は24時間e-Taxの利用が可能です。(メンテナンス時間を除く。)

～ 贈与税の申告がe-Taxでより便利に ～

贈与税の申告も「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、作成したデータをe-Taxを利用して送信できるようになりました。(平成24年分以降)

公的年金を受給されている方へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける方、確定申告書を提出することが要件とされている特例を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

また、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、市税務課市民税担当(市役所4階 ☎32・3821 / FAX33・3401 / Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp)までお問い合わせください。